

平成27年第11回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成27年第11回教育委員会定例会議事日程

平成27年11月25日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第25号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例  
に対する意見について

議案第26号 指定管理者の指定に対する意見について  
(多賀城市文化センター)

議案第27号 指定管理者の指定に対する意見について  
(多賀城市社会体育施設等)

議案第28号 多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を  
改正する規則について

報告第4号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況につい  
て

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

平成27年第10回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ☆教育総務課関係

11月1日、「平成27年度市政功労者表彰式典」が文化センターで行われ、教育文化功労として6名が表彰を受けました。

11月4日、第6回教育委員会臨時会が開催され、「議案第24号 多賀城市いじめ防止基本方針」及び「報告第3号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況」の2件について承認されました。

11月8日、「平成27年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、災害発生時の初期行動訓練として、市内小中学校の全児童生徒、保護者、教職員の参加による、地域の一次避難所から大規模災害時の指定避難所への移動訓練や、通信手段が途絶えたとの想定による学校施設、社会教育施設の被災状況把握訓練等を実施しました。

11月10日、「平成27年度宮城県教育委員会、市町村教育委員会教育懇話会全体会議が仙台市で開催され、浅野委員長が出席しました。

11月12日、「平成27年度仙台管内教育委員会協議会教育委員研修会が塩竈市で開催され、浅野委員長、菊池委員、樋渡委員が出席しました。

### ☆学校教育課関係

市内小学校の就学時健診につきましては、10月22日に多賀城小学校、10月27日に天真小学校、11月6日に城南小学校、11月11日に多賀城東小学校、11月18日に多賀城八幡小学校、11月20日に山王小学校で実施し、これで「平成28年度入学予定児童の就学時健康診断」が終了いたします。来年度の市内小学校への入学予定者数は、11月10日現在で523名となり、昨年度より43名の減となる予定です。

11月6日、「塩竈地区障害児就学指導委員会」が開催され、本市においては、在籍児童19名、来年度入学予定児童15名について答申をいただきました。この後、保護者との面談を踏まえ、特別支援学級や支援学校への入級・入学等の手続きを進めてまいります。

11月14日、「高崎中学校の開校20周年記念式典」が市長、教育長等、多くの関係者が出席の下、盛会裏に開催されました。

### ☆生涯学習課関係

10月29日、中央公民館主催、今年度6回目の「多賀城大学」を市民会館展示室で開催しました。講師に鹿郷健二さんをお招きして「家系図からみた日本の歴史」と題した講演を行い、56名が参加しました。

11月1日、「スポーツフェスティバル」が市民プールで開催され、376名の参加者が記録会や健康相談などアクアスポーツを楽しみました。

1 1月2日から、天真小学校、城南小学校での「放課後子ども教室」を開設しました。これで、市内全小学校において「わくわく広場事業」を実施することとなります。

1 1月3日、「多賀城市芸術文化協会 第43回文化祭」が文化センターを会場に開催され、舞踊や楽器演奏などの舞台発表や、生け花、書道の展示、お茶席等へ、920名の来場者がありました。

1 1月6日及び13日、成人教育事業「女性のためのワインを楽しむ講座」を中央公民館で開催し、24名の参加者がワインを楽しむための知識を学びました。

1 1月7日、「第34回市民音楽祭」が文化センターで開催され、合唱や吹奏楽など市内で活動している24団体が参加し、1,105名の来場者がありました。

1 1月7日、「第14回多賀城あぜみち駅伝大会」が多賀城八幡小学校を会場に開催され、248名の参加がありました。

1 1月11日、大代地区公民館主催の成人教育事業「消費者講座」を行い、弁護士から最近の消費者トラブル事例について17名の参加者が学びました。

1 1月17日、市内に本社がある東邦アセチレン株式会社から、同社の創立60周年記念事業の一環として、移転する多賀城市立図書館へ児童向け図書1,148冊（約300万円相当）が寄贈されました。

#### ☆文化財課関係

1 1月1日、平成27年度企画展として「多賀城海軍工廠展」を埋蔵文化センター展示室で開催しました。会期は平成27年12月20日までとなっており、開催初日には、オープニングセレモニーを行いました。

1 1月1日、山王遺跡千刈田地区において、「地区住民による花の植栽」が行われ、文化財課長等が出席いたしました。この事業は平成21年から、特別史跡維持管理業務の一環として実施しているものです。11月8日には、同地区で「山王区民秋まつり（さんのう万葉餅つき大会）」が行われ、多賀城鹿踊クラブが踊りを披露しました。

1 1月2日、「名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画策定委員会」を市役所で開催しました。

1 1月6日、「史都多賀城 歴史観光講座」の第1回目を中央公民館で開催しました。本講座は全6回の開催を予定しています。

1 1月11日、12日、「全国史跡整備市町村協議会第3回役員会」及び「50周年記念式典及び臨時大会」が東京都で開催され、市長、文化財課長が出席いたしました。大会終了後、文化財関係予算獲得のため、関係省庁及び国会議員へ陳情活動を行いました。

平成27年11月25日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 菊地 昭吾

議案第 25 号

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 27 年 11 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年12月9日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

# 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第5条）

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会（第6条－第14条）

第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会（第15条－第18条）

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、市におけるいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のために設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第4条 連絡協議会は、教育委員会規則で定めるいじめの防止等に関係する機関及び団体により構成する。

(委任)

第5条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

(設置)

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会教育長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

#### 第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、多賀城市いじめ調査結果検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 検証委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 検証委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(準用)

第18条 第10条から第14条までの規定は、検証委員会について準用する。この場合において、第11条第1項の規定中「教育委員会教育長」とあるのは「市長」と、第14条の規定中「この章」とあるのは「第4章」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について

### 1 条例制定の背景

#### (1) いじめ防止対策推進法の施行

平成23年10月に滋賀県大津市の中学2年生男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が発生するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化し、また、当該事件に係る学校及び教育委員会の対応の不備が問題視されたこと等を受けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年9月に施行された。

#### (2) 本市におけるいじめの防止等のための対策の経過

本市では、法で策定が義務付けられた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を平成26年4月に市立小中学校において策定した。

本市の学校において、いじめ等の情報があるときには、学校基本方針に基づいて各学校が設置している、いじめ問題調査委員会を緊急に開催し、組織的対応を行うことで、多くの問題が重症化するのを防いでいる。

このように本市では、早期発見・初期対応を心がけているが、学校からの報告だけでは見えにくい、潜在化したいじめの実態把握については、第三者的立場であるスクールソーシャルワーカーが大きな効果をあげている。

また、教職員の対応力向上が大切であるという認識から、いじめの防止等に関する研修会や事例研修会等を定期的で開催し、いじめの防止等に向けた取組を推進してきたところである。

#### (3) 本市におけるいじめの防止等のための対策の課題

本市では、これからのいじめの防止等のための対策をより実効性のある取組とするため、スクールソーシャルワーカー等の報告を含めて、学校の実態を総合的に分析してきた。

本市のいじめ問題の傾向としては、以前からネット掲示板での誹謗中傷が大きな問題となっていたが、昨今の情報機器の発達により増加している携帯電話のメール等を通して行われるいじめを防止することが緊急の課題であり、啓発活動やいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関との協力体制を整備することが求められている。

### 2 多賀城市いじめ防止基本方針の概要

法の施行を受け、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下にいじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針である「多賀城市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成27年11月に策定した。

## ※基本方針の内容

### I 基本的な考え方

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 法が規定するいじめの防止等への組織的対応
- 3 いじめの定義等
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### II いじめの防止等のための対策の内容

- 1 市（市教育委員会を含む。）が実施する施策（いじめの防止等の対策のための組織の設置を含む。）
- 2 学校が実施すべき施策
- 3 重大事態への対処

### III その他

## 3 条例に定める内容

法及び基本方針に基づき設置する「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会」、「多賀城市いじめ問題専門委員会」及び「多賀城市いじめ調査結果検証委員会」について必要な事項を定めるもの

### (1) 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（第2章関係）

#### ア 設置（第2条関係）

法第14条第1項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

#### イ 所掌事務（第3条関係）

連絡協議会は、関係機関等の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し連絡、調整を行う。

#### ウ 組織（第4条関係）

連絡協議会は、教育委員会規則で定めるいじめの防止等に関係する機関及び団体により構成する。

#### エ 委任（第5条関係）

上記に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### (2) 多賀城市いじめ問題専門委員会（第3章関係）

#### ア 設置（第6条関係）

法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

#### イ 所掌事務（第7条関係）

専門委員会は、教育委員会の諮問により、いじめの防止等のための対策について調査審議するほか、法第28条第1項に規定する重大事態について調査する。

ウ 組織（第8条関係）

専門委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的知識、経験を有する者、10人以内で組織する。

エ 任期（第9条関係）

専門委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

また、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

オ 委員長及び副委員長（第10条関係）

専門委員会に、委員の互選により、委員長、副委員長を置く。委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合等は、その職務を代理する。

カ 会議（第11条関係）

専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長、副委員長が選出されていない場合は、教育長が招集する。

キ 関係者の出席等（第12条関係）

専門委員会の委員長は、必要があると認めた場合には、関係者に会議への出席や資料の提出等、必要な協力を求めることができる。

ク 守秘義務（第13条関係）

専門委員会の委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

ケ 委任（第14条関係）

上記に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

**(3) 多賀城市いじめ調査結果検証委員会（第4章関係）**

ア 設置（第15条関係）

法第30条第2項の規定に基づき、多賀城市いじめ調査結果検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

イ 所掌事務（第16条関係）

検証委員会は、市長の諮問により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

ウ 組織（第17条関係）

検証委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的知識、経験を有する者、5人以内で組織し、必要の都度、市長が委嘱する。

エ 準用（第18条関係）

検証委員会の会議運営等については、専門委員会の規定（上記(2)オ～ケ）を準用する。

**(4) 施行日（附則関係）**

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

指定管理者の指定に対する意見について（多賀城市文化センター）

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 27 年 11 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市民会館
- (2) 多賀城市中央公民館
- (3) 多賀城市埋蔵文化財調査センター

2 指定管理者となる団体

J M 共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションズ  
東京都品川区上大崎二丁目24番9号

構成団体 株式会社 J T B コミュニケーションズ  
東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月9日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

多賀城市文化センターの指定管理者の指定について

1 多賀城市文化センター指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成23年 4月 1日～ 平成28年 3月31日	第1期指定管理者指定	第1期指定管理者 JM共同事業体
平成27年 5月20日	第1回評価委員会	平成23年度から平成26年度までの指定管理者による取組等を説明
平成27年 6月24日	第2回評価委員会	指定管理者から評価委員に対し実績内容の説明及び質疑の後、審査・審議により合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。
平成27年 6月26日	第1回社会教育委員会議	指定管理者候補の選定方法について諮ったところ、公募により選定することについて、異議のない旨の意見を得る。
平成27年 6月30日	教育委員会	指定管理者候補の選定方法について諮ったところ、公募により選定することについて、決定を得る。
平成27年 7月21日	公募開始	ホームページ上に募集要項、業務仕様書を掲載し、公募を開始
平成27年10月16日	選定委員会	申請のあった団体から選定委員に対し提案内容の説明、質疑応答、採点評価方式により、第1候補者、第2候補者を選定
平成27年10月22日	第2回社会教育委員会議	第1候補者を最終的な指定管理者候補とすることについて諮ったところ、異議のない旨の意見を得る。
平成27年10月28日	教育委員会	第1候補者を最終的な指定管理者候補とすることについて、決定を得る。
平成27年11月11日	行政経営会議	第1候補者を最終的な指定管理者候補とすることについて、決定を得る。
平成27年11月26日	多賀城市議会 全員協議会	多賀城市文化センター指定管理者指定の取組状況について説明

## 2 指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市民会館
- イ 多賀城市中央公民館
- ウ 多賀城市埋蔵文化財調査センター

### (2) 指定管理者が行う業務の範囲（着色部分）

多賀城市文化センター		
多賀城市民会館	多賀城市中央公民館	多賀城市埋蔵文化財調査センター
・芸術文化事業の実施	・講座、教室等社会教育事業の企画運営業務 【市職員が行う業務】	・資料収集、保管、展示、調査研究業務 【市職員が行う業務】
・施設、設備の貸出運営業務（利用許可）	・施設、設備の貸出運営業務（利用許可）	
・会館施設、設備の維持管理	・公民館施設、設備の維持管理	・調査センター施設、設備の維持管理
・文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

※ 中央公民館で行う講座、教室など社会教育事業の企画運営業務と埋蔵文化財調査センターの資料収集、保管、展示及び調査研究業務は、これまでどおり市職員を配置して行うため、指定管理者が行う業務には含まない。

### (3) 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

## 3 指定管理者候補の概要

名 称	J M共同事業体
代表団体	株式会社 J T B コミュニケーションズ 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
構成団体	株式会社 J T B コミュニケーションズ 東京都品川区上大崎二丁目24番9号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
設 立	平成22年8月2日

## 4 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

### (1) 評価委員会の開催日時等

第1回	平成27年5月20日（水）午前10時15分～午前10時50分
第2回	平成27年6月24日（水）午後1時30分～午後3時50分
会 場	多賀城市役所3階 第1委員会室

## (2) 評価委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	学識経験者	東北学院大学教養学部教授 水谷修
副委員長	関係行政機関の職員	多賀城市保健福祉部長 菅野昌彦
委員	多賀城市文化センター利用者	多賀城市国際交流協会会長、多賀城市文化センター利用団体協議会副会長 佐藤美津子
委員	多賀城市文化センター利用者	芸術文化協会会員 北川靖子
委員	有識者	劇団主宰・合唱団代表 吉田忠彦
委員	有識者	株式会社電通東日本東北営業局仙台支社次長 佐藤正文
委員	関係行政機関の職員	多賀城市市長公室副理事兼市長公室長補佐 (行政経営担当) 郷家栄一

## (3) 評価方法

指定管理者への評価に係る採点方法は、第1回評価委員会の中であらかじめ確認を行った。

### ア 採点方法

委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点することとした。

点数	基準
5点	特に優秀である / 極めて高い能力を有している
4点	優秀である / 高度な能力を有している
3点	満足できる / 十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる / 任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い / 任せることは不安
0点	全く満足できない / 任せることができない

### イ 評価基準

委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価することとした。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

#### (4) 審査結果

第2回評価委員会において、文化センター指定管理者からの実績等の説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、次の点数により合格の評価を得た。

文化センター指定管理者 JM共同事業体	
総合得点（700点満点中）	評価
488点	合格（可）

※ 採点表は、「8 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 審査基準及び採点表（集計）」のとおり

#### (5) 評価委員会からの付帯意見

「9 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 委員意見一覧」のとおり

### 5 公募の実施

平成27年6月30日（火）に開会された教育委員会第6回定例会において、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の文化センターの指定管理者候補を公募により選定することについて、審議したところ、原案のとおり決定したことから、次のとおり行った。

#### (1) 公表期間

平成27年7月21日（火）～8月24日（月）

公募媒体 多賀城市ホームページ

#### (2) 説明会の開催

開催日時 平成27年7月28日（火）午前9時～午後3時

会場 多賀城市文化センター2階 会議室

参加団体 4団体

#### (3) 申請受付期間

平成27年8月25日（火）～27日（木）

#### (4) 申請団体

##### ア JM共同事業体

代表団体 株式会社JTBコミュニケーションズ

東京都品川区上大崎二丁目24番9号

構成団体 株式会社JTBコミュニケーションズ

東京都品川区上大崎二丁目24番9号

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

##### イ 多賀の城グループ

代表団体 株式会社東北共立

宮城県仙台市太白区八本松二丁目10番11号

構成団体 株式会社東北共立

宮城県仙台市太白区八本松二丁目10番11号

石井ビル管理株式会社

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目6番1号

## 6 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 平成27年10月16日（金）  
 午前10時10分～午後1時40分  
 会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 選定委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	学識経験者	東北文化学園大学総合政策学部教授 志賀野桂一
副委員長	関係行政機関の職員	多賀城市会計管理者 高橋信子
委員	多賀城市文化センター利用者	ギャラリー・シン店長、アートイベント主催 米澤絵美
委員	多賀城市文化センター利用者	カラオケ発表会主催 渡部正春
委員	有識者	声楽家、合唱団指導者、常盤木学園・東北福祉大学講師 佐藤順子
委員	関係行政機関の職員	多賀城市市民経済部理事兼次長 松岡秀樹
委員	関係行政機関の職員	多賀城市上水道部次長 阿部博光

### (3) 評価方法

指定管理者候補案の選定に係る採点方法は、選定委員会の中であらかじめ確認を行った。

#### ア 採点方法

委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点することとした。

点数	基準	
5点	特に優秀である	／極めて高い能力を有している
4点	優秀である	／高度な能力を有している
3点	満足できる	／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる	／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い	／任せることは不安
0点	全く満足できない	／任せることができない

#### イ 選定基準

委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち、420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価。申請のあった2団体のうち、最高点の団体を第1候補者に、次の得点を得た団体を第2候補者とする事とした。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

#### (4) 審査結果

申請団体からの説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、次のとおり決定した。

申請団体	総合得点 (700点満点中)	評価	候補者
JM共同事業体	526点	合格（良）	第1候補者
多賀の城グループ	468点	合格（可）	第2候補者

※ 採点表は、「10 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 審査基準及び採点表（集計）」のとおり

#### (5) 選定委員会からの付帯意見

「11 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会委員意見一覧」のとおり

## 7 指定管理者候補の企画提案の概要

### (1) 運営方針、理念（概要・要旨）

第1期指定管理期間の実績を礎に、多賀城駅前の新施設開業、文化センター30周年を見据え、さらなる芸術文化の発信拠点の「新しい広場」としての役割を担います。基本理念として、「多賀城市文化センターのブランディングを目指し、「新しい広場」たれ!」のもと、次の4つの方針を掲げ、運営していきます。

#### ア 芸術文化による賑わいの創出

多賀城駅前の新施設との連携による相乗効果発揮、公民館、芸術文化諸団体との協働、さらに自主事業の多様化をもって芸術文化発信の拠点施設として飛躍します。

#### イ 次世代利用者層への深耕

市民参加型事業や地道なアウトリーチ活動など継続的なアプローチにより芸術文化愛好者の底辺の拡大を目指すとともに未来の潜在的利用者育成を図っていきます。

#### ウ 利用者サービスの向上

新予約システムの完全運用による利便性の向上と、利用者と正対しサービスの向上に努め、身近な存在の文化センターであり続けます。

#### エ 施設の維持管理の徹底

市民の財産である文化センターの経年を念頭に、日常から施設を徹底管理し「安全」で「安心」な施設、「快適」で「感動」溢れる「場」の提供をしつづけます。

### (2) 主な提案事項（概要・要旨）

#### ア 必要な事業費は、別途予算化

事業に関しては、鑑賞型充実のため良質な公演を主催共催貸館含め積極的に誘致すべく営業展開します。また、事業収入は生まないが地域にとって必要な文化芸術活動は、別途予算化し、市と協議の上指定管理料の中に内包し実現していくことを提案させていただきます。加えて剰余金が発生した場合は、その一定割合を事業等を通じ市民に還元することを提案いたします。

### イ 質の高いサービスの提供・施設設備の延命化・ライフサイクルコストの縮減

当事業体は、平成23年度より、維持管理業務を通じて、市民に良質な芸術文化を提供する場、交流活動・コミュニティ活動の拠点である文化センターの機能が常に十分発揮されるよう、「安全」で「安心」かつ「経済的な運転」と「快適で衛生的な環境」を確保すべく質の高いサービス品質を提供して参りました。

当事業体は、築29年経過している文化センターの延命化を図るため、ファシリティマネジメントの考えの下、ビルマネジメント「BMS」を用いた予防保全を基本とするPDCAマネジメントサイクルで、これまでの取組みを継続し計画的に施設設備の維持管理業務を行います。

当事業体は、市の地球温暖化防止計画の趣旨に則り、職員一丸で実施している「省エネルギー」と「節電」を更に進め、文化センターのライフサイクルコストを縮減します。

### ウ 市民参加型事業プロジェクトの立ち上げ

1期目同様、市民が質の高い文化芸術を鑑賞すること、アウトリーチ等を通じて普及促進を継続し強化していきます。そして新たに市民参加型事業のプロジェクトを立ち上げることで青少年の育成と世代間や地域の交流促進を図っていきます。「鑑賞型」「創造型」「普及型」を効果的に展開し、東北随一の芸術文化発信の拠点施設として機能していきます。

鑑賞型・・・質の高い公演を招聘

普及型・・・アウトリーチ

創造型・・・市民参加型プロジェクトの立ち上げ、市民助成型事業実施による新たな人財の企画発掘

### (3) 職員体制

職種	雇用形態	職員数
施設長	常勤職員	1人
施設長補佐	常勤職員	2人
広報リーダー	常勤職員	1人
事業リーダー	常勤職員	1人
窓口担当	常勤職員	2人
事業担当	常勤職員	1人
施設管理主任	常勤職員	1人
施設管理担当	常勤職員	1人
貸館受付・事務補助	パート職員	8人
合計		18人

(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区分	指定管理料提示額 (円)
平成28年度	125,000,000
平成29年度	129,500,000
平成30年度	125,000,000
平成31年度	125,000,000
平成32年度	125,000,000
計	629,500,000

8 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 審査基準及び採点表（集計）

審査項目	審査基準	JM共同事業体
1 文化センター運営の方針、理念	・適切な内容か	26
<b>2 文化センター運営、経営に関する取組</b>		
①指定管理業務の方針	・制度導入の目的や効果に適合しているか	26
②収支計画	・基本方針は適切か	26
②-1 収支決算書	・指定管理業務委託料は低いか ・コストは低いか	27
③運営の職員体制	・適切な体制か ・職員の能力、経験は ・ワーキングプアを生まないか ・研修等の取組は十分か ・雇用改善への配慮があるか	24
④維持管理体制	・基本方針は適切か ・維持管理業務はもれなく適切か ・適切な延命化策が認められるか	27
⑤一部再委託業務	・現在の委託業務と比較して妥当な内容か	27
⑥貸し館利用促進	・民間的ノウハウが認められるか ・顧客、リピーターを大切にしているか	24
⑦情報公開と個人情報保護	・情報公開は積極的か ・個人情報保護は適切か	23
⑧環境への配慮	・妥当な内容か	27
⑨危機管理対策	・妥当な内容か	25
小計		256
<b>3 ホール事業に関する取組</b>		
①自主事業実施の方針	・ホールの特性に対応した適切な方針か ・芸術文化振興に相応しい方針か	24
②芸術文化愛好者の底辺拡大策	・底辺を拡大するに相応しい取組か	22
③地域文化、市民文化向上策	・市民ミュージカルの実施等相応しい取組か	22
④その他芸術文化振興策	・アウトリーチ、出前コンサート等効果的な取組か	24
⑤自主事業のPR、チケット販促策	・広告媒体、内容は適切か ・チケット販促策は妥当か	23
⑥自主事業実施の保有能力	・優れた能力、ネットワーク力か	25
⑦ニーズ把握	・適切なニーズ把握か	23
⑧自主事業実績書	・ジャンル、質、量は十分か ・ネットワークの多様性	23
⑨自主事業収支決算書	・収支は妥当か	20
小計		206

※各項目35点満点（委員1人当たり5点×7人）  
 ※合計700点満点（委員1人当たり100点×7人）

総合得点	488
評価	合格（可）
採点率	70%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である / 極めて高い能力を有している	5
優秀である / 高度な能力を有している	4
満足できる / 十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる / 任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い / 任せることは不安	1
全く満足できない / 任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点（委員1人当たり100点×7人）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

## 9 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 委員意見一覧

### (1) 「評価できる」

- ・施設管理については、直営時に比較してコスト削減につながっている。
- ・館内の管理等についても、利用者から概ね好評を得ている。
- ・震災直後からの取組となったものの自主事業の充実に向けた努力が認められる。
- ・東日本大震災後、避難所運営のサポートに当たり、またその後、市民への癒しの場として各種公演や利用者へのサービスに当たったこと。
- ・日々の点検や定期的な点検を行い、文化センターの維持管理に努めたこと。
- ・手堅い運営手法と自主・共催事業の実績に対して、一定の評価をしたいと考える（満足できるに相当）。
- ・施設内の環境は清潔に管理されていると思う（特にトイレ）。
- ・施設使用者と対面して鍵の渡し等利用者も緊張感がある。
- ・全ての職員が親切に思える。
- ・ドアの開閉時とか年配者への声がけ等、行き届いている様に思える。
- ・今後の運営に期待したいと思う。
- ・指定管理をしてから1年近く大変な状況を乗り越えて、その後短い年数で頑張っている点
- ・経費節減に努めている点
- ・特に内工化で作業している点
- ・利用者アンケート調査結果からも大変高い評価を得ている。
- ・コストパフォーマンスにおいても維持管理費の削減の努力がうかがえる。
- ・アウトリーチなどを行い、市民文化の向上に努めている。
- ・経費の節減に取り組み、一定の実績をあげている。

### (2) 「課題」「今後の宿題になると思われる」

- ・自主事業の収益性の確保
- ・文化センターの管理・運営は、指定管理者が行っていることをもっとアピールし、市民サービスの向上につながっていることをPRすべきと考える。
- ・多賀城市文化センターの特色（音響のよさ等）を前面に出し、「多賀城市文化センターならでは」という事業展開を期待する。
- ・東北随一の文化交流拠点としての事業展開も望む。
- ・これからも地元住民を積極的に雇用していただきたい。
- ・今後の多賀城の文化芸術施策の一旦をになう大義（指定管理者としての具体的なテーマ設定）が不足しており、シティセールスの核となるべき文化センターの運営に当たるには、やや努力が足りないと言える。今後より一層の「オンリーワンの文化施設」としての積極的な活動を望みたい。
- ・チケット販売方法等、宣伝の方法
- ・過去満員にならなかった、満員となったイベントの総括
- ・多賀城を全国に発信するという点
- ・費用と効果のバランス
- ・文化に接していない人にどの様に文化を発信するか、又興味のない人をどの様に組み込んでいくか。

- ・消費税の増税による管理経費の見直しが必要ではないか？
- ・利用料金の減少の原因が行政サイドの問題としたならば指定管理料の見直しが必要ではないか？
- ・ビックネームの公演を行うには2年前からの交渉が必要とするならば、継続性について課題が残る。指定管理者評価を前年から前々年に実施することが必要かもしれない。
- ・提案書と報告書の乖離が大きく、評価しにくい。そもそも提案書の内容そのものに無理があったのではないか。震災の影響があったとはいえ、報告書を見る限り実現されていないものが多い。
- ・幅広いチャンネルを用いてニーズ把握を行うとしているものの、十分とはいえない。アンケートの回収数も少なすぎる。
- ・職員体制の充実も課題である。

10 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 審査基準及び採点表（集計）

審査項目	審査基準	JM共同 事業体	多賀の城 グループ
1 文化センター運営の方針、理念	・多賀城らしさ並びに文化センター、ホール及び公民館施設等の特性に対応した適切な方針、理念か	28	26
<b>2 文化センター運営、経営に関する取組</b>			
①指定管理業務に関する方針	・指定管理制度を導入する目的や効果に適合しているか	28	26
②収支計画方針 収支計画書	・経営に関する方針が妥当で民間の経営ノウハウが認められるか ・妥当な内容か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減の努力は十分か	25	22
③運営の職員体制	・現在の体制と比較し、妥当かつ適切な体制か ・業務を担う職員の能力、経験等は十分か ・ワーキングブアを生まない内容か ・職員研修など育成対策が十分か ・障害者、高齢者雇用や雇用環境改善に配慮があるか	26	22
④維持管理体制 ⑤業務の再委託等の体制	・適切かつ妥当な内容か ・施設、設備毎に不備なく、十分網羅されているか ・延命化に向けた具体的提案があるか、その内容は適切か ・現在の業務委託内容と比較し適切かつ妥当な内容か	29	21
⑥貸し館の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に関する取組	・利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体策があるか ・その内容は妥当か、民間のノウハウが認められるか ・顧客、リピーターを平等に大切にできる姿勢があるか ・利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる態勢となっているか	28	23
⑦情報公開と個人情報保護に関する取組	・積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか	29	20
⑧環境対策に関する取組	・環境マネジメントシステムを運用している本市に相応しい取組になっているか ・環境問題に関する認識、取組は十分か	29	21
⑨危機管理に関する取組	・危機管理の考え方は妥当か ・態勢は適切か ・大地震を想定した取組内容は十分かつ適切か	28	21
小計		222	176
<b>3 自主事業実施に関する取組</b>			
①自主事業の実施及び充実に関する方針	・自主事業の方針は特に多賀城市の特性に応じた芸術文化振興を達成できる内容か ・東北随一の文化交流都市の拠点施設に相応しい内容か	25	24
②芸術文化愛好者の底辺拡大策（青少年向けの取組）	・底辺拡大策として適切な内容か ・青少年に有効な内容か	23	25
③芸術文化愛好者の底辺拡大策（一般、親子向けの取組）	・底辺拡大策として適切な内容か	24	23
④市民が参加、創造する事業の取組	・本市における過去の独自の取組や現状に立脚した内容になっているか	24	23
⑤その他芸術文化振興のための具体的取組	・アウトリーチ、広報等の効果的な取組が認められるか	27	23
⑥自主事業の広告やチケット販売に関する取組	・民間のノウハウを生かした優れた内容になっているか	28	25
⑦自主事業実施に関する保有能力やネットワーク	・事業実施能力、ネットワーク力があるか	25	26
⑧ニーズ把握	・ニーズ把握が適切か ・アンケート調査機関の活用や独自の取組があるか	24	22
⑨平成28年度自主事業計画書 平成28年度自主事業収支計画書	・事業の本数、ジャンル、質は十分か ・大ホール、小ホールの特性に添った事業となっているか ・市民に質の高い芸術文化を提供するための事業に相応しい内容か ・事業の料金、収支計画、入場者数の見込みは妥当か ・人的に無理のない事業提案か ・現行の市民の利用を妨げない程度の事業量となっているか	25	25
小計		225	216
<b>4 経験や実績</b>			
①公益社団法人全国公立文化施設協会加盟施設の指定管理者指定実績及び委託業務受託実績	・実績は十分か	24	27
②経験や実績に基づくアピールポイント	・経験や実績を当館の運営に活用できるか	27	23
小計		51	50

※各項目35点満点（委員1人当たり5点×7人）  
※合計700点満点（委員1人当たり100点×7人）

総合得点	526	468
評価	合格（良）	合格（可）
採点率	75%	67%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である ／極めて高い能力を有している	5
優秀である ／高度な能力を有している	4
満足できる ／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない ／任せることができない	0

●指定管理者選定に係る評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点（委員1人当たり100点×7人）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

## 1.1 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 委員意見一覧（JM共同事業体のみ）

### (1) 「期待できる」

- ・現在の警備スタッフさんのロビーでの対応が良いことは館の雰囲気にも直結するので、この先も続けて欲しい。
- ・今回のプレゼンの計画に対する1つ1つのスケジュールの立て方は見やすくわかりやすいので、その能力を、市民参加プロジェクトへ活かして欲しい。
- ・「JTB」が持つ「観光を作る」能力を期待しています。
- ・施設管理に長けている。
- ・鑑賞事業における全国ネットでの事業企画の仕入
- ・建設後30年を迎える施設への大規模改修計画の提案
- ・第1期の指定管理者としての実績に基づいた施設管理及び運営の具体的提案
- ・これまでの指定管理実績からの経験、地域との連携による事業展開が図られると思われる点
- ・幅広い年齢層や、家族向けの事業実施により、施設がより身近なものとなるよう意識している点

### (2) 「課題」「今後の宿題になると思われる」

- ・市民参加型プロジェクトへのツメを細かく考えて欲しい。
- ・図書館来場者（フラットと客）、文化センター利用者（予定を立てた来場）の違いに対する考え方をもう少し伝えて欲しい。
- ・お金に関わるマネジメントへの意識が少し薄いようにも感じた。
- ・自主事業が絵に描いたモチになる可能性（人員体制、予算が弱い）
- ・図書館との連携は、チケット販売だけではなく、まちづくりの視点で考えて欲しい。
- ・国が進める文化力プロジェクトなどに対応する考えを持ってほしい（2020年に向けたビジョンの構築など）。
- ・複合施設としての特性を活かした利用促進
- ・多賀城駅前開設の新施設との連携協力について

議案第 27 号

指定管理者の指定に対する意見について（多賀城市社会体育施設等）

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 27 年 11 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市総合体育館
- (2) 多賀城市市民プール
- (3) 多賀城市市民テニスコート
- (4) 多賀城公園野球場
- (5) 中央公園サッカー場
- (6) 中央公園多目的グラウンドA
- (7) 中央公園多目的グラウンドB

2 指定管理者となる団体

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
宮城県多賀城市下馬五丁目9番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月9日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

## 多賀城市社会体育施設等の指定管理者の指定について

## 1 多賀城市社会体育施設等指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	第1期指定管理者指定	総合体育館、市民プール、テニスコートの指定管理者に非公募で指定
平成20年 4月 1日～ 平成23年 3月31日	第2期指定管理者指定	多賀城公園野球場、中央公園サッカー場を指定管理施設に加えた5施設の指定管理者に非公募で指定
平成23年 4月 1日～ 平成28年 3月31日	第3期指定管理者指定	第2期と同様の5施設の指定管理者に非公募で指定。ただし、当面仮設住宅用地となった多賀城公園野球場及びテニスコートの一部については業務が発生しないこととした。
平成27年 8月18日	評価委員会	平成23年度から平成26年度までの指定管理者による取組等を説明。指定管理者から評価委員に対し実績内容の説明及び質疑の後、審査・審議により合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。
平成27年 8月27日	教育委員会	指定管理者候補を非公募により選定することで決定を得る。
平成27年 9月18日	仕様書の送付	第4期の指定管理業務運営の提案書作成に関する仕様書を提示
平成27年10月15日	選定委員会	指定管理者としての水準に達しており現指定管理者を第4期の指定管理者候補案とすることを確認
平成27年10月21日	スポーツ推進審議会	現指定管理者を第4期の指定管理者候補とすることについて諮ったところ、異議のない旨の意見を得る。
平成27年10月28日	教育委員会	現指定管理者を第4期の指定管理者候補とすることについて、決定を得る。
平成27年11月11日	行政経営会議	現指定管理者を第4期の指定管理者候補とすることについて、決定を得る。
平成27年11月26日	多賀城市議会 全員協議会	多賀城市社会体育施設等指定管理者指定の取組状況について説明

## 2 指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

### (2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者を指定する施設の管理運営及びスポーツ振興に関する業務

### (3) 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

## 3 指定管理者候補の概要

- 名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
- 所在地 多賀城市下馬五丁目9番3号
- 設立 平成16年4月1日
- 設立背景 市民スポーツの振興を目的に総合型地域スポーツクラブ制度に基づいて設立した市民活動団体であり、多賀城市体育協会、多賀城市スポーツ少年団、多賀城市体育指導委員協議会を母体としている。

## 4 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

### (1) 評価委員会の開催日時等

- 日時 平成27年8月18日（火）  
午後2時～午後5時
- 会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 評価委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	学識経験者	仙台大学大学院研究科長補佐 教授 永田秀隆
副委員長	関係行政機関の職員	多賀城市市長公室理事兼震災復興推進局長 鈴木学
委員	体育施設利用者	黒田利男
委員	体育施設利用者	熱海いつ子
委員	有識者	スポーツ振興員 藤原正勝
委員	有識者	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科 木間奈津子
委員	関係行政機関の職員	多賀城市保健福祉部理事兼次長 片山達也

### (3) 評価方法

指定管理者への評価に係る採点方法は、評価委員会の中であらかじめ確認を行った。

#### ア 採点方法

委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点することとした。

点数	基準
5点	特に優秀である / 極めて高い能力を有している
4点	優秀である / 高度な能力を有している
3点	満足できる / 十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる / 任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い / 任せることは不安
0点	全く満足できない / 任せることができない

#### イ 評価基準

委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価することとした。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

### (4) 審査結果

社会体育施設等指定管理者からの実績等の説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、次の点数により合格の評価を得た。

社会体育施設等指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ	
総合得点（700点満点中）	評価
508点	合格（可）

※ 採点表は、「7 多賀城市体育施設等指定管理者評価委員会 審査基準及び採点表（集計）」のとおり

### (5) 評価委員会からの付帯意見

「8 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 委員意見一覧」のとおり

## 5 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 平成27年10月15日（木）  
午後3時30分～午後5時30分  
会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

## (2) 選定委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	学識経験者	東北学院大学教養学部准教授 天野和彦
副委員長	関係行政機関の職員	多賀城市建設部理事兼次長 鈴木弘章
委員	多賀城市体育施設利用者	渡辺敬治
委員	多賀城市体育施設利用者	斎藤和子
委員	有識者	スポーツ振興員 斎藤静子
委員	関係行政機関の職員	多賀城市総務部理事兼次長 竹谷敏和
委員	関係行政機関の職員	多賀城市市民経済部理事兼次長 松岡秀樹

## (3) 評価方法

指定管理者候補案の選定に係る採点方法は、選定委員会の中であらかじめ確認を行った。

### ア 採点方法

委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点することとした。

点数	基準
5点	特に優秀である / 極めて高い能力を有している
4点	優秀である / 高度な能力を有している
3点	満足できる / 十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる / 任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い / 任せることは不安
0点	全く満足できない / 任せることができない

### イ 選定基準

委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち、420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価することとした。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

## (4) 審査結果

申請団体からの説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、次のとおり決定した。

申請団体 多賀城市民スポーツクラブ	
総合得点（700点満点中）	評価
564点	合格（良）

※ 採点表は、「9 多賀城市体育施設等指定管理者選定委員会 審査基準及び採点表（集計）」のとおり

## (5) 選定委員会からの付帯意見

## 6 指定管理者候補の企画提案の概要

### (1) 施設運営の基本的な考え方

#### ア 施設の効用を最大限に引き出す運営管理とサービスの提供

体育施設等は、施設の利用を通じて市民の心身の健康と福祉を増進することを目的に設置されています。多賀城市民スポーツクラブは、指定管理者として、安全・安心の確保を前提とし、質の高いサービスを提供し、利用者満足度の向上と行政コスト縮減という二つの命題を両立させながら、目的の達成を目指し事業を進めます。

#### イ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の視点に立った多賀城市との協働

公共施設によって最大の恩恵を受けるのは、その市民であるとの認識のもと、市民自らが事業の企画、立案に参画し、その提供にも関与するという形をさらに追及するとともに、利用者のニーズに基づく政策提言、課題解決策の提案を行い、多賀城市との連携を強めていきます。

#### ウ NPOの強みを活かした事業の展開

指定管理者制度の導入により様々な経済主体の公共サービスへの参入が一般化していますが、事業活動から発生する収益を次の公共サービスのために振り向けるという、公益活動を行う非営利の市民組織としての強みを最大限に発揮し、スポーツ関係団体や自治組織など多様な主体と連携協力し、事業を展開していきます。

### (2) 主な提案事項（概要・要旨）

#### ア 計画に基づく予防保全の徹底と長寿命化

市の施設管理部署との協議により策定した中長期施設保全計画に基づき、過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換を行うという予防保全の取り組みを徹底し、設備、機器の延命化、施設の安全確保を図ります。

#### イ 利用者への対応

利用者サービス向上につながる科学的データに基づく健康づくり支援や「歩く」をテーマにした地域連携事業を推進します。高齢者利用料金等を新たに設定するほか、利用者からの要望・提案に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。

#### ウ 事業執行のための体制

地域人材の発掘として、クラブが実施してきた事業への参加者に、事業への協力者やボランティアとしての参加を促し、サービスを提供する側に関わる仕組みを作るほか、クラブが公益活動を行い社会に貢献する組織であること等の周知を通じ、賛同者の増加を図るとともに、その保有する経験や知識、能力を発揮できるボランティアや指導者等として事業の参画を促します。

経営能力として、改正NPO法の趣旨に則り、決算資料として貸借対照表及び活動計算書を作成し、法人の資産状況、活動状況、財務情報を通じて説明しています。

また、現金の出入りを確認し、収益と費用の詳細を明らかにし、指定管理事業を始めとするクラブが行う各事業が正味財産の増減にどう影響したのかを把握する

ため、事業別損益の状況を作成しています。

これらの資料は、毎年度総会において会員に対し説明し、理解を得るとともにNPOの社会的責任としてクラブのホームページ上に公開し、運営の透明性を確保していきます。

**(3) 職員体制**

職種	雇用形態	職員数
事務局長	常勤職員	1人
総務管理担当	常勤職員	2人
施設管理担当	常勤職員	4人
事業運営担当	常勤職員	6人
窓口受付担当	パート職員	10人
計		23人

**(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額**

区分	指定管理料提示額 (円)
平成28年度	117,000,000
平成29年度	117,000,000
平成30年度	117,000,000
平成31年度	117,000,000
平成32年度	117,000,000
計	585,000,000

7 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 審査基準及び採点表（集計）

評価基準 (細目)	評価基準	評価基準		多賀城市民 スポーツ クラブ	
		審査項目	審査の視点		
サービスの向上	指定管理業務実施に当たった の考え方	施設運営の基本的な考え方	・指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針は適切か ・運営方針が施設の設置目的に合致しているか	25	
	施設の維持管理	安全で快適な施設の維持管理のための方針及び取組	・維持管理の基本方針は適切か ・備品、設備の適切な延命化策が認められるか ・再委託業務の分野は適切か	25	
	利用者への対応	利用者サービスの取組	貸出の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体的取組策はあるか ・利用者が平等・公平に利用できる仕組みづくりがされているか	・貸出の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体的取組策はあるか	25
				・利用者数は増加しているか ・利用者の満足度は高いか	25
			・利用者の意見等を運営に反映させる具体的な仕組みはあるか	24	
			・窓口サービスの向上に関する取組やクレーム等について迅速に対応する体制となっているか	25	
		広報活動	・スポーツ普及の広報活動はあるか ・クラブをPRする広報活動はあるか ・大会教室をPRする広報は十分か	26	
		地域との連携	・地域のスポーツ振興に向けた具体的な取組や働きかけはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力の状況はどうか	27	
	安全管理危機管理等	日常の安全管理 緊急時の対応 個人情報の保護環境への配慮等	日常の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況	24
			緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応状況	26
			個人情報の保護環境への配慮等	・積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか ・情報セキュリティ対策は万全か ・環境に配慮した取組を行っているか	26
	スポーツ振興事業	施設の設置目的を達成するための事業の状況	事業の企画立案、実施、評価について、そのプロセスと組織体制は十分か ・利用者ニーズを把握し、事業への反映方策はあるか ・個人利用と専用利用、また、法人事業とのバランス等施設の有効活用提案はあるか	25	
			・参加者、受講者数は増加しているか ・参加者、受講者の満足度は高いか	28	
	小計				357
業務遂行能力	人的な能力	人員配置 労務管理	・職務分担、職位階層、タスク管理の確立は適切であるか ・ワーキングブアを生まないか ・人事労務管理体制は十分か	25	
		人材育成	・職員研修等能力向上支援策は十分か ・職員は意欲的か職員が意欲を喚起する人材マネジメントがあるか	25	
		地域人材の発掘	・地域雇用を推進しているか。	25	
	経営能力	経営努力 節減努力	・事業収支は妥当か ・収入増の工夫があるか ・コスト削減の工夫があるか	25	
	その他	コンプライアンス	・法令遵守体制はとれているか	26	
		モニタリング	・事業評価制度の実行、PDCAマネジメント等の事業改善の体制があるか	25	
小計				151	

※各項目35点満点（委員1人当たり5点×7人）  
※合計700点満点（委員1人当たり100点×7人）

総合得点	508
評価	合格（可）
採点率	73%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である ／極めて高い能力を有している	5
優秀である ／高度な能力を有している	4
満足できる ／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない ／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点（委員1人当たり100点×7人）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

## 8 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 委員意見一覧

### (1) 「評価できる」

- ・利用者の満足度が高いということは、利用者の意向をくみ取った運営がなされていると判断される。
- ・利用者数は、市民プールを除けば震災前の水準に近づいており、評価するところである。
- ・地域指導者派遣など、新たな取組にチャレンジしている。
- ・施設を対象としての保守維持管理、利用者を対象としての安全、安心をモットーとしての構成されての規程をはじめとする運用など幅広く有識者からの助言や指導のもと、取り組み、健康増進に寄与されており、実績につながっていると思います。
- ・震災を乗り越えて、スポーツ振興に努力されている様子がよく理解できる管理状況だと思います。
- ・プールの利用者減少の歯止めとなる新規事業の導入に慎重になる点については、当然だと思いますが、多賀城のプールが再開したときの喜びを思うと何らかのアプローチは考えてよいかと思いました。
- ・災害時の指導者、再委託スタッフとの役割分担を明確にするとリスクマネジメントにもなるかと思います。
- ・「市民による市民のためのスポーツの推進」という方針が明確で、これまで一貫した運営が行われている点
- ・健康づくりのためのスポーツを重視するなど、多賀城型スポーツシステムを確立しようという姿勢が前面に出されている点
- ・地域の人材を積極的に活用している点
- ・地域に今後積極的に出てスポーツ、健康づくりを推進していこうという意欲のある点
- ・今は、夏休みで子供達も多いせいか、プールの水量も多く、浸透度もあり泳いでいて凄く気持ちがいい。これを継続してほしい。
- ・前と違って、今は、不便な所があると受付の方に言えば、ある程度は聞いてもらうことが多くなったかな。
- ・C（評価）部分が、やや弱い状況ではありますが、PDCAといったマネジメントサイクルが意識されており、経営管理者（指定管理者）としての実績を積んできている点
- ・報告書のまとめ方もわかりやすいと思われます。
- ・多賀城型スポーツシステムを重視して、その基本的目的に向かって運営されている。
- ・社会的な広がり、例えば町内会レベルの健康増進、認知症予防体操の指導等、貢献している。
- ・窓口の対応をはじめとして、職員の対応が明るく気持ちが良い。

### (2) 「課題」「今後の宿題になると思われる」

- ・指定管理業務ではないが、法人事業の黒字化がなされず、財政基盤が脆弱である。指定管理業務や受託業務の黒字が法人事業で喰われている。
- ・新たにスポーツをしようとする者の掘り起こしは、短期間でできるものではなく、継続性をもった取組が必要であると思われる。
- ・総合体育館、市民プール、テニスコートなどは、多賀城消防署に近い関係に位置されているが、救急出動件数は、年々増加の一途をたどっている。多賀城消防署2,486件の救急（26年）、隣の塩釜消防署は2,983件を数え、一朝有事の際は、遠いところから出場してくる可

能性が高い。よって、傷病者の応急処置については、重要性をもって対応する必要があります。特に心臓停止の方へ応急処置も同様です。

- 市の人口に対してのアクティブスポーツ人口の増加、高齢化社会の中でクラブがどのような政策を描くか、その実行の中で、クラブと行政が、いかに有効な関係性を築いていけるかが重要だと感じました。
- 被災者の移転後の孤独死が、阪神淡路大震災の大きな課題となり、報告されています。
- 「健康」をカギとして、地区と同様に重点的に取り込まれると一層、多賀城市民スポーツクラブの価値が高まると思います。頑張ってください。
- 事業の質とサービスの向上を図るため、利用者等の満足度調査を定期的を実施され、その結果をもとに振りかえりを行って次に反映させていくことを強化されてはと思います。その際、「無回答」が多かった理由の中に設問数が多くて大変といったニュアンスのお答えがありましたので、工夫が必要と思われます。
- プールのシャワー室、特に女性の方ですが、排水が常につまる（全部ではないのですが）。何かいい方法はないのでしょうか。
- 地元人材の活用等をもっと積極的に進めていただければと思います。
- 利用者の満足度の把握に不十分なところがある。もっとキメ細かく行うことが必要ではないか。
- 利用者の要望にも、タイムリーに応えていると思われるが、まだまだ、細かい点に要望があると思われる。

9 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会 審査基準及び採点表（集計）

評価基準 (細目)	評価基準	評価基準		多賀城市民 スポーツ クラブ	
		審査項目	審査の視点		
サービスの向上	指定管理業務実施に当たっての考え方	施設運営の基本的な考え方	・ 指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針は適切か ・ 運営方針が施設の設置目的に合致しているか	30	
	施設の維持管理	安全で快適な施設の維持管理のための方針及び取組	・ 維持管理の基本方針は適切か ・ 備品、設備の適切な延命化策が認められるか ・ 再委託業務の分野は適切か	28	
	利用者への対応	利用者サービスの取組	・ 貸出の利用促進、顧客満足向上、窓口サービス向上に向けた具体的な取組策はあるか ・ 利用者が平等・公平に利用できる仕組みづくりがされているか	32	
			・ 利用者数は増加しているか ・ 利用者の満足度は高いか	30	
			・ 利用者の意見等を運営に反映させる具体的な仕組みはあるか ・ 窓口サービスの向上に関する取組やクレーム等について迅速に対応する体制となっているか	28	
		広報活動	・ スポーツ普及の広報活動はあるか ・ クラブをPRする広報活動はあるか ・ 大会教室をPRする広報は十分か	27	
		地域との連携	・ 地域のスポーツ振興に向けた具体的な取組や働きかけはあるか ・ 地域住民、ボランティア団体等との連携・協力の状況はどうか	28	
		団体支援	・ 体育協会の支援は十分か ・ スポーツ少年団の支援育成は十分か ・ その他の団体の支援育成があるか ・ クラブ化の取組が認められるか	29	
	安全管理 危機管理等	日常の安全管理	・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況	27	
		緊急時の対応	・ 事故等の緊急事態が発生した場合の対応状況	30	
		個人情報の保護 環境への配慮等	・ 積極的な情報公開と適切な個人情報保護になっているか ・ 情報セキュリティ対策は万全か ・ 環境に配慮した取組を行っているか	29	
	スポーツ振興事業	施設の設置目的を達成するための事業の状況	・ 事業の企画立案、実施、評価について、そのプロセスと組織体制は十分か ・ 利用者ニーズを把握し、事業への反映方策はあるか ・ 個人利用と専用利用、また、法人事業とのバランス等施設の有効活用提案はあるか	30	
			・ 参加者、受講者数は増加しているか ・ 参加者、受講者の満足度は高いか	26	
	小計				403
	業務遂行能力	人的な能力	人員配置 労務管理	・ 職務分担、職位階層、タスク管理の確立は適切であるか ・ ワーキングブアを生まないか ・ 人事労務管理体制は十分か	29
人材育成			・ 職員研修等能力向上支援策は十分か ・ 職員は意欲的か職員が意欲を喚起する人材マネジメントがあるか	28	
地域人材の発掘			・ 地域雇用を推進しているか。	24	
経営能力		経営努力 節減努力	・ 事業収支は妥当か ・ 収入増の工夫があるか ・ コスト削減の工夫があるか	26	
その他		コンプライアンス	・ 法令遵守体制はとれているか	27	
		モニタリング	・ 事業評価制度の実行、PDCAマネジメント等の事業改善の体制があるか	27	
小計				161	

※各項目35点満点（委員1人当たり5点×7人）  
 ※合計700点満点（委員1人当たり100点×7人）

総合得点	564
評価	合格（良）
採点率	81%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である / 極めて高い能力を有している	5
優秀である / 高度な能力を有している	4
満足できる / 十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる / 任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い / 任せることは不安	1
全く満足できない / 任せることができない	0

●指定管理者選定に係る評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点（委員1人当たり100点×7人）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点～700点	合格（優）
515点～607点	合格（良）
421点～514点	合格（可）
0点～420点	不合格（不可）

## 10 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会 委員意見一覧

### (1) 「期待できる」

- ・各施設とも震災前の利用者数の80%近く戻ったように思われます。
- ・これは各施設の担当職員方々の努力の結果と認識しております。さらに%が上がるように期待しています。
- ・市全域にわたり、一体的なスポーツ及び健康増進事業を行っている。
- ・「効率性の追求」に偏らない指定管理業務の推行を志向している。
- ・特定非営利活動法人として本事業を代行する規模等の要件を充足している。
- ・いまある施設を利用した新しいスポーツのできる設備を入れられることが期待できる点です。
- ・市民による市民のためのサービス提供に努め、公共の一翼を願う事業者として、「多賀城市の市民スポーツ社会」の実現に向け取り組んでいること。
- ・多賀城市民の健康増進に関する業務を行い、もってコミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊で活力に満ちた多賀城市の形成に寄与することをクラブの目的としていること。
- ・地域に根差した運営理念のもと、地域組織、関係団体との連携協力を目指す活動展開を行っている点
- ・多賀城固有の資源を生かし、スポーツ活動支援のみならず、地元への愛着を深めてもらうためのプログラム提供を行っている点
- ・事業計画書の内容が明確で今後5年間の取組に多いに期待できると思われます。
- ・利用者の意見をくみ取り、実際の運営に反映しようというシステムになっている。

### (2) 「課題」「今後の宿題になると思われる」

- ・子供達とシニアクラス等の施設利用度が未だ少ないように思われます。
- ・施設によっては利用者数が震災前と比べかなり少なくなったと聞いています。
- ・施設の老朽化に対しても行政と一体となり、住民のスポーツ・健康需要に積極的に取り組んでほしい。
- ・多様な雇用形態を活用しつつ組織の適切な労務管理と活性化に取り組んでほしい。
- ・50代後半から60代の世代の人達が楽しめるスポーツ施設を考えてほしい。(例) ゴルフ練習場、市民釣り場など
- ・地域雇用を推進し、多賀城市民の人材の活用と育成に努めていただきたい。
- ・個人としての活動、利用促進のみならず地域行事での利用促進を図ることのできるメニュー提供により、地域の連帯感の醸成に資することへの取組の点
- ・施設の老朽化が進む中、事業内容により更なる利用者の満足度を高めていくことの検討についての点
- ・提案にもあったが、働く世代の運動不足解消が課題であり、多賀城市の施設利用者も、この年代の利用が低いようです。
- ・子ども、高齢者と共に、この年代へのアプローチを工夫していただきたいと思えます。

議案第 28 号

多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則  
について

このことについて、別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 27 年 月 日

多賀城市教育委員会

多賀城市教育委員会規則第 号

多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（昭和 40  
年多賀城市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（学校事務の共同実施組織）

第 18 条の 6 教育委員会は、学校における効率的、効果的な事務処理  
体制の確立と事務機能強化を図り、教育活動の支援を行うため、複数  
の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織として、多賀  
城市学校事務支援室（以下「学校事務支援室」という。）を置くこと  
ができる。

2 学校事務支援室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、教育  
委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第18条の5 略</p> <p><u>(学校事務の共同実施組織)</u></p> <p>第18条の6 <u>教育委員会は、学校における効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化を図り、教育活動の支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織として、多賀城市学校事務支援室（以下「学校事務支援室」という。）を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>学校事務支援室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第18条の5 略</p> <p>以下 略</p>

## 議案第28号関係資料

### ○多賀城市学校事務支援室運営規程（案）

#### （趣旨）

第1条 この規程は、多賀城市立学校の管理に関する規則（昭和40年多賀城市教育委員会規則第1号）第18条の6第1項の規定に基づき設置する多賀城市学校事務支援室（以下「支援室」という。）について、同条第2項規定によりその組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （組織）

第2条 支援室の名称とその所管する学校は、別表のとおりとする。

2 支援室は、所管する学校の事務職員をもって構成する。

3 支援室の長として、グループリーダーを置く。

4 グループリーダーは、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。任期は1年とする。

5 支援室の事務局を、グループリーダーの勤務する学校に置く。

6 グループリーダーは、支援室の所掌事務をつかさどる。

#### （業務）

第3条 支援室は、次の業務を行う。

(1) グループリーダーに委任された事項の処理に関する業務

(2) 実施計画書等に基づく業務

(3) 事務処理の改善に関する業務

(4) 事務職員の研修に関する業務

(5) その他学校運営及び学校教育の支援に関する業務

#### （運営）

第4条 グループリーダーは、支援室において処理する事務とその運営について、年度当初に実施計画書を作成する。

2 グループリーダーは、実施計画書の内容を、所管する学校の校長に対して説明するものとする。

3 グループリーダーは、実施計画書を変更する必要がある場合は、所管する学校の校長に報告するものとする。

4 グループリーダーは、支援室において処理した事務とその運営について、年度末に実施報告書を作成し、教育長に提出する。

#### （服務）

第5条 支援室の事務職員は、共同実施を行う必要な範囲で、自身が勤務する学校の事務職員の身分を保有したまま共同実施の拠点となる共同実施拠点校（以下「拠点校」という。）及び拠点校と連携し、業務を行う共同実施連携校（以下「連携校」という。）の職務に従事する。

2 学校事務支援室の職務上の監督は、拠点校の校長が行う。

3 連携校の職務上の監督は、連携校の校長が行う。

4 公文書及び個人情報在校外に持ち出す場合は、個人情報の取扱いに留意し、文書持出簿により校長の承認を得る。また、返還する場合は、校長の確認を得る。

(事務処理)

第6条 支援室における事務処理は、この規程に定めるものを除くほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

(学校事務共同実施推進協議会)

第7条 共同実施の円滑な運営と一層の推進を図るため、学校事務共同実施推進協議会(以下「共同実施協議会」という。)を開催するものとする。

2 共同実施協議会は、事務職員会担当の校長、事務職員、教頭(地区内の代表者1名)及び教育委員会の担当課長等で構成する。

3 共同実施協議会に会長及び事務局長を置く。

4 会長は事務職員会担当の校長をもって充て、事務局長はグループリーダーをもって充てる。

5 会長は共同実施協議会を代表し、事務局長は会長を補佐する。

6 共同実施協議会は、共同実施に関する課題及び支援室が所管する学校の課題等について協議する。

7 共同実施協議会は、会長が招集する。

(学校事務支援室連絡会)

第8条 支援室相互の連携を図るため、学校事務支援室連絡会(以下「連絡会」という。)を開催するものとする。

2 連絡会は、各支援室のグループリーダー及び教育委員会の担当職員で構成する。ただし、必要に応じ、協議会の会長、教育事務所の担当職員等の出席を要請することができる。

3 連絡会では、事務処理上の課題、共同実施の課題、多賀城市における教育行政上の課題等について協議する。

4 連絡会は、教育長が招集する。

附則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	拠点校	連携校
多賀城市学校事務支援室	多賀城小学校	多賀城東小学校、山王小学校 天真小学校、城南小学校 多賀城八幡小学校、多賀城中学校 第二中学校、東豊中学校、高崎中学校

報告第4号

多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について  
このことについて、別紙のとおり報告する。

平成27年11月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

## 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について

### 1 主な取組の経過概要

年月日	会議名等	概要・議題
平成25年11月22日	教育委員会定例会 (平成25年第11回)	「第二次多賀城市立図書館基本計画」及び「多賀城市立図書館移転計画」策定
平成25年12月2日	東日本大震災調査特別委員会(第28回)	「第二次多賀城市立図書館基本計画」及び「多賀城市立図書館移転計画」について説明
平成26年3月12日	教育委員会臨時会 (平成26年第2回)	多賀城市立図書館条例の一部改正案(指定管理者による管理運営)を市議会に上程することを決定
平成26年3月27日	市議会臨時会 (平成27年第1回)	多賀城市立図書館条例一部改正(指定管理者による管理運営)
平成26年4月10日	教育委員会臨時会 (平成26年第3回)	移転する図書館の平面プラン及び施設構成について説明
平成26年4月15日	東日本大震災調査特別委員会(第33回)	移転する図書館の平面プラン及び施設構成について説明
平成26年4月28日	第1回多賀城市立図書館指定管理者選定委員会	市立図書館移転事業の概要説明及び指定管理者候補者選定に関する審査方法等について確認
平成26年5月7日	第2回多賀城市立図書館指定管理者選定委員会	申請者より選定委員に対し企画提案内容の説明及び質疑の後、審査・審議によりカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者候補者として選定
平成26年5月15日	教育委員会臨時会 (平成26年第4回)	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者候補者にする事及び図書館運営に関する基本事項について承認
平成26年5月27日	東日本大震災調査特別委員会(第34回)	指定管理者の候補者選定、教育財産の取得、図書館条例一部改正の概要について説明

年月日	会議名等	概要・議題
平成26年 6月 4日	東日本大震災調査特別委員会（第35回）	企業信用調査結果、Tカード導入に関する検討結果について説明
平成26年 6月11日 6月13日	市議会定例会 （平成27年第2回）	(1) 財産取得 (2) 図書館条例の一部改正 ア 設置位置の変更 イ 開館時間及び休館日の設定 ウ その他所要の改正 (3) 市立図書館指定管理者の指定
平成26年 9月25日	図書館システム構築業務事業者選定委員会	公募により実施。2社が参加し、業務要求水準書に基づく事業提案及びシステムのデモンストレーション等により富士通株式会社東北支社を候補者として選定
平成26年10月22日	教育委員会定例会 （平成26年第10回）	多賀城市立図書館移転事業に関する進捗状況及び今後のスケジュールについて
平成26年10月31日	東日本大震災調査特別委員会（第38回）	多賀城市立図書館移転事業に関する進捗状況及び今後のスケジュールについて
平成26年11月19日	教育委員会定例会 （平成26年第11回）	・多賀城市駅北地区第一種市街地再開発事業の事業計画変更認可申請に係る事前協議内容について ・多賀城市立図書館移転事業に関する進捗状況及び今後のスケジュールについて
平成26年11月26日	東日本大震災調査特別委員会（第39回）	多賀城市立図書館移転事業について （T会員規約関連、施設配置）
平成26年12月25日	教育委員会定例会 （平成26年第12回）	多賀城市立図書館移転事業について
平成27年 1月26日	教育委員会定例会 （平成27年第1回）	・財産取得について ・平成27年度の事業内容（移転準備業務委託、奉仕業務委託）
平成27年 3月12日	教育委員会臨時会 （平成27年第2回）	財産の取得の変更（多賀城市立図書館用建物及び図書館什器備品一式）について承認

年月日	会議名等	概要・議題
平成27年 3月26日	市議会臨時会 (平成27年第2回)	財産の取得の変更(多賀城市立図書館用建物及び図書館什器備品一式)
平成27年 4月 1日	図書館移転に係る業務委託開始	(1) 移転開館準備業務 (2) 図書館奉仕業務 (3) 図書館システム構築業務 (1)、(2)はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に、(3)は富士通株式会社東北支社に業務委託し、図書館移転に向けた具体業務に着手
平成27年11月 4日	教育委員会臨時会 (平成27年第6回)	図書館移転事業の進捗状況について
平成27年11月27日	東日本大震災調査特別委員会(第46回)	図書館移転事業の進捗状況について

### 移転事業に関する取組状況全般について(平成27年11月27日現在)

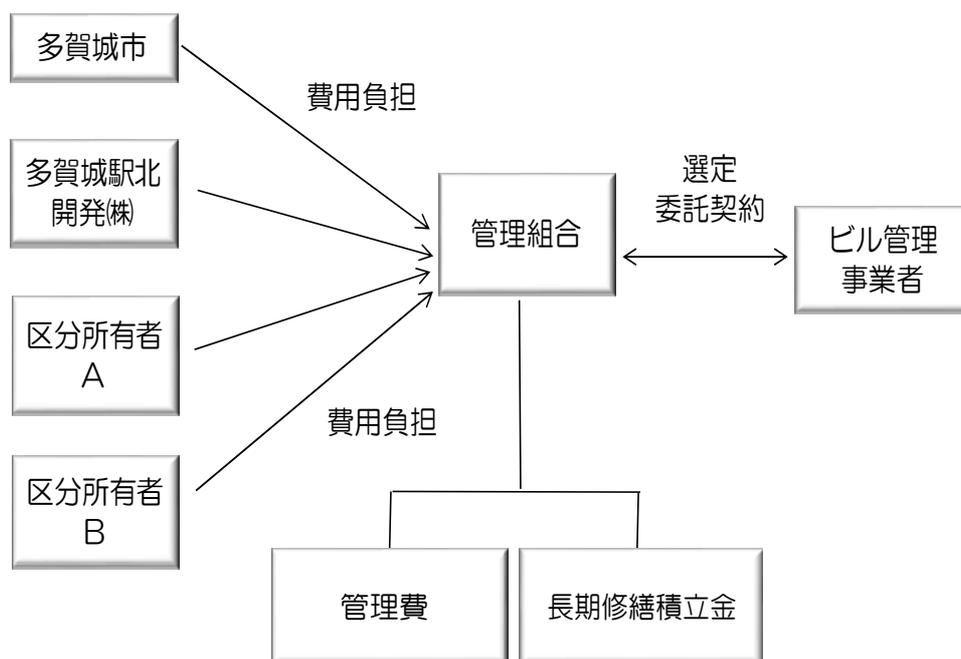
#### ■各種会議開催回数及び出席人数まとめ

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	開催回数	出席人数	開催回数	出席人数	開催回数	出席人数	開催回数	出席人数
図書館協議会	7	61	4	29	1	8	12	98
社会教育委員会議	6	45	4	29	2	16	12	90
教育委員会	9	45	9	43	2	9	20	97
行政経営会議	2	22	2	22	0	0	4	44
議会	9	—	7	—	1	—	17	-
先進地視察	9	38	—	—	—	—	9	38
説明会及びワークショップ	10	179	7	82	3	30	20	291
司書との内部協議	5	55	7	62	0	0	12	117
選定委員会	—	—	3	18	—	—	3	18
図書館建築関連打合せ	—	—	7	49	28	516	35	565
図書館運営関連打合せ	—	—	11	64	27	268	38	332
システム構築業務打合せ	—	—	4	45	10	106	14	151
合計	57	445	65	443	74	953	196	1,841

## 2 再開発ビルA棟の管理について

図書館が入居することとなる再開発ビルA棟は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定に基づき区分所有者4者により設立する管理組合が同ビルの敷地及び共用部分の維持管理を行います。

### 【イメージ図】



### (1) 管理組合が行う業務

- ① 敷地の維持及び保全
- ② 敷地及び専用使用部分を除く共用部分の清掃、塵芥処理、衛生管理、植栽維持管理等
- ③ 専用使用部分を除く共用部分の動力、電力、冷暖房、光熱、給水、排水、防水、昇降機等の維持、運転、操作、保守、点検等
- ④ 建物の防犯、防災、案内、取次ぎ
- ⑤ 共用部分の修繕、補修、部品交換等の維持及び保全管理
- ⑥ 敷地及び共用部分の使用承諾並びに関連業務
- ⑦ 敷地及び共用部分の不法占拠、その他有害行為に対する措置
- ⑧ 組合の収入金の計算、徴収、納付等の事務処理業務

- ⑨ 専有部分の個別経費に係わる計量メーターの検針並びに料金の計算、徴収及び納付事務
- ⑩ 損害保険契約の締結並びに保険金の請求及び受領
- ⑪ 官公庁、町内会等の関係の事務処理
- ⑫ 規約等の原本、全体集会議事録、区分所有法第45条の書面等の保管及び閲覧に関する業務
- ⑬ 前各号に定めるもののほか、全体集会で決議された事項の処理
- ⑭ 組合の会計業務並びに取扱事務報告
- ⑮ 組合の管理業務に関し、別途委託した場合は、委託に関する契約及び委託した業務に関する監督
- ⑯ 前各号に定めるもののほか、組合組織及び運営に関する事項

(2) 管理組合が行う長期修繕計画業務

- ① 概ね1～2年程度の修繕計画の立案
- ② 概ね5年～10年程度の修繕計画の立案
- ③ 概ね25年～30年程度の修繕計画の立案
- ④ 前各項目に係る修繕積立金の徴収及び管理

(3) 多賀城市（市立図書館）が負担する経費について

本市が負担する共益費負担金は、共有部分の持分比率により毎年支出することとなります。負担金に含まれる項目は次のとおりです。

- ① 施設設備の維持管理費（設備等の法定点検、清掃、光熱水費、保険代等）
- ② 共用部分の修繕積立金

【参考】

本市の共用部分持分比率 1,000,000分の624,603（1,038㎡相当）

### 3 指定管理業務負担の変更について

平成26年第2回市議会定例会において指定管理者候補者に選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社からの提示額をもとに、新市立図書館の指定管理料について債務負担の設定をしたところですが、再開発ビル建設事業の延伸に伴い指定管理業務の開始時期が平成27年9月から平成28年3月に変更となりました。

このため、平成28年度から平成31年度までの指定管理期間における指定管理料について改めて債務負担を設定するものです。

#### (変更前)

年度	指定管理料提示額 (円)	債務負担金 (円)
平成27年度	166,973,160	168,000,000
平成28年度	280,551,341	283,000,000
平成29年度	280,572,131	283,000,000
平成30年度	280,592,921	283,000,000
平成31年度	280,613,711	283,000,000
合計	1,289,303,264	1,300,000,000

\*平成27年度は9月開館を予定。7か月分の経費を計上

#### (変更後)

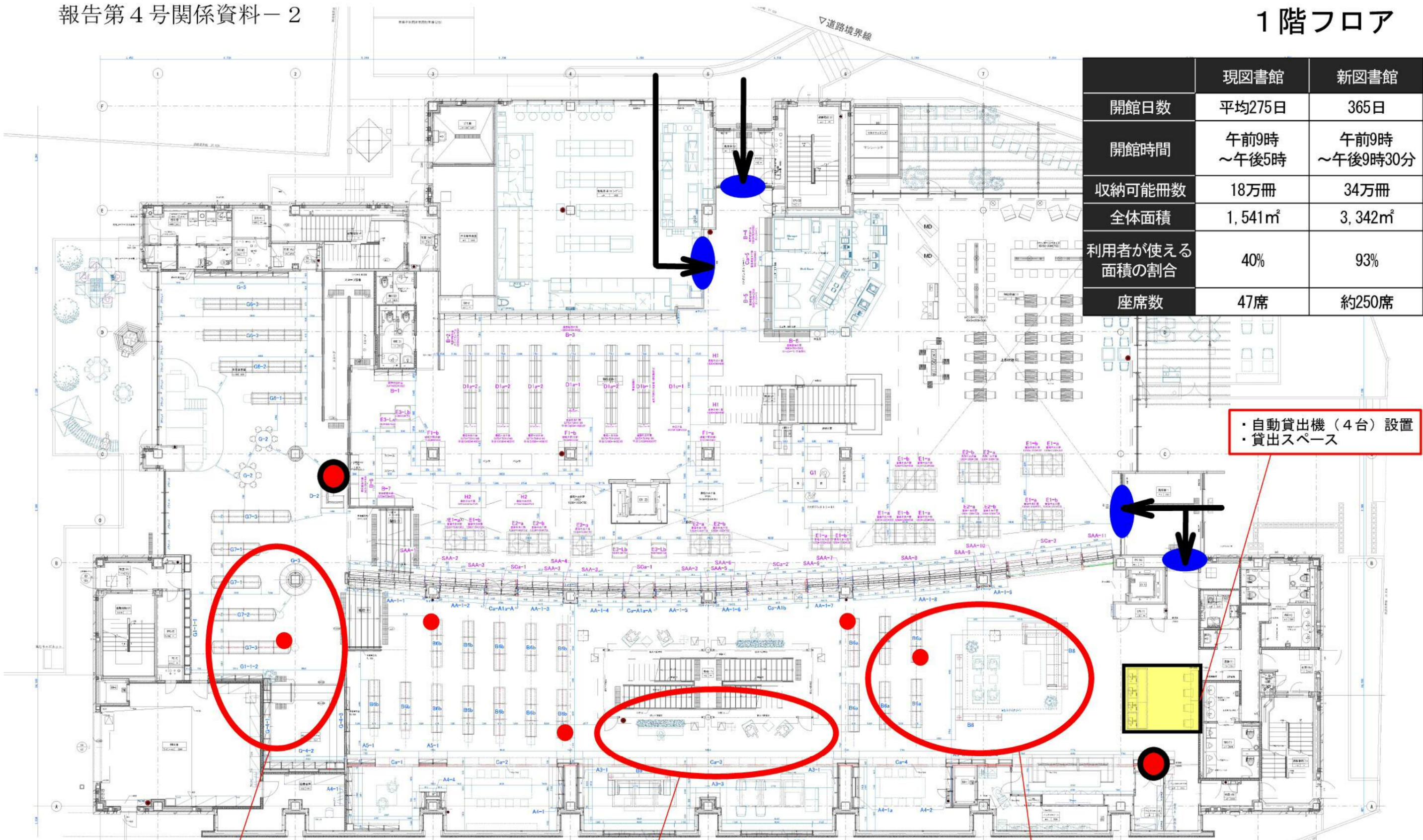
年度	再積算後の指定管理料 (円)	債務負担金 (円)
平成27年度	10,363,000	—
平成28年度	270,494,000	272,400,000
平成29年度	270,532,000	272,400,000
平成30年度	270,570,000	272,400,000
平成31年度	270,608,000	272,400,000
合計	1,092,567,000	1,089,600,000

\*初年度の指定管理料(10,363千円)は、平成27年度既決予算で対応

#### 4 図書館移転業務に関する今後のスケジュール（予定）

平成27年11月30日	現図書館閉館（分室及び移動図書館車は12月末まで運営）
平成28年	1月下旬 再開発ビルA棟竣工・引渡し、管理組合設立
	2月上旬 現場での開館準備業務（図書搬入、機器類設置等）
	2月中旬 図書館利用券事前手続き（市内各所で実施）
平成28年	3月21日 新市立図書館オープン、指定管理業務開始 （3月18日及び19日に内覧会実施）

	現図書館	新図書館
開館日数	平均275日	365日
開館時間	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時30分
収納可能冊数	18万冊	34万冊
全体面積	1,541㎡	3,342㎡
利用者が使える 面積の割合	40%	93%
座席数	47席	約250席

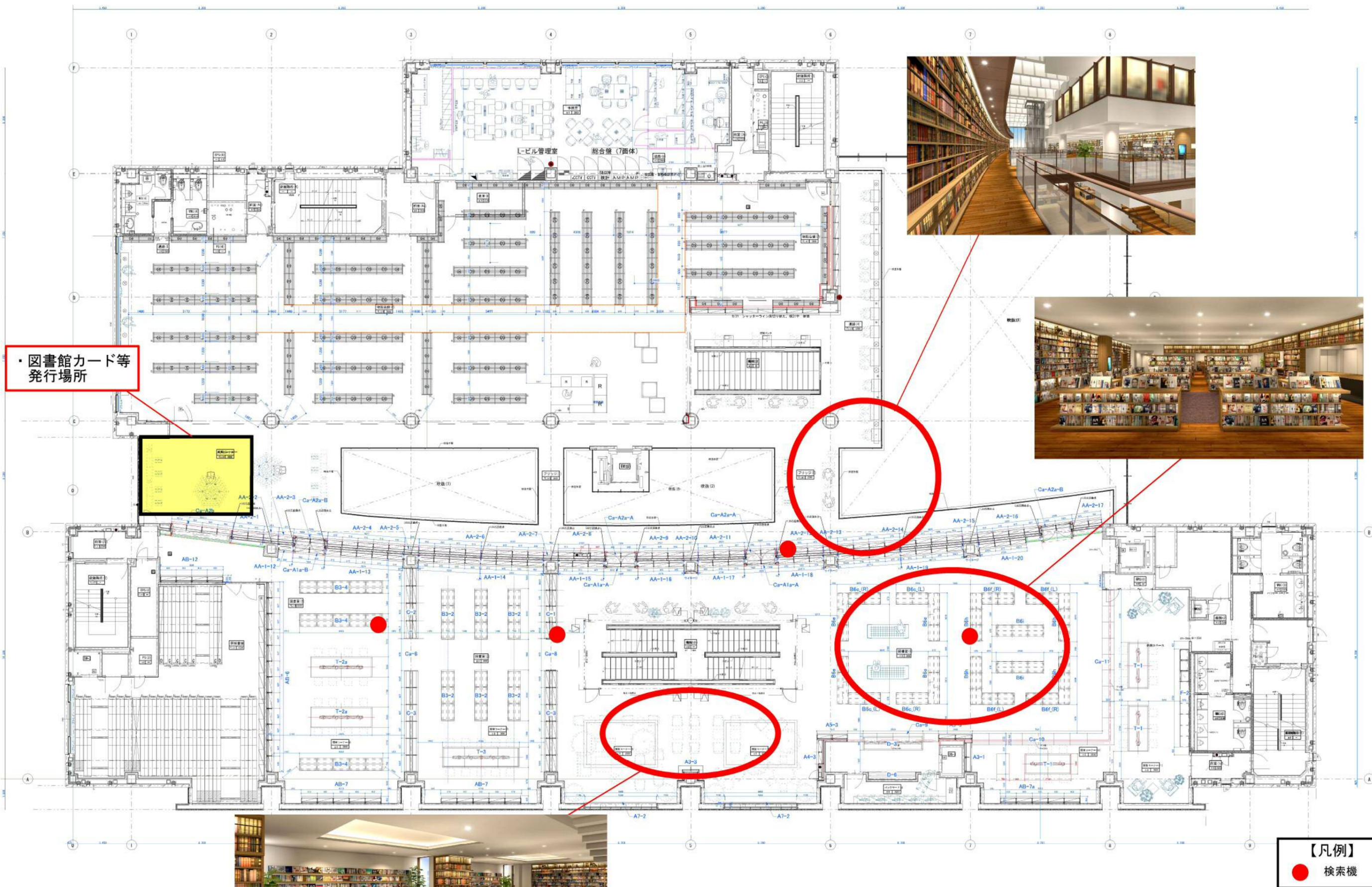


・自動貸出機（4台）設置  
・貸出スペース

- 【凡例】
- ICゲート
  - 読書通帳機
  - 検索機

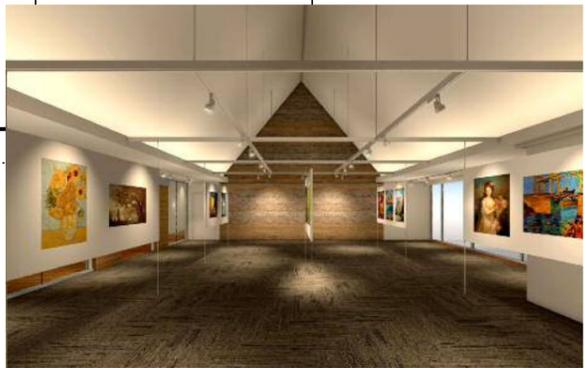
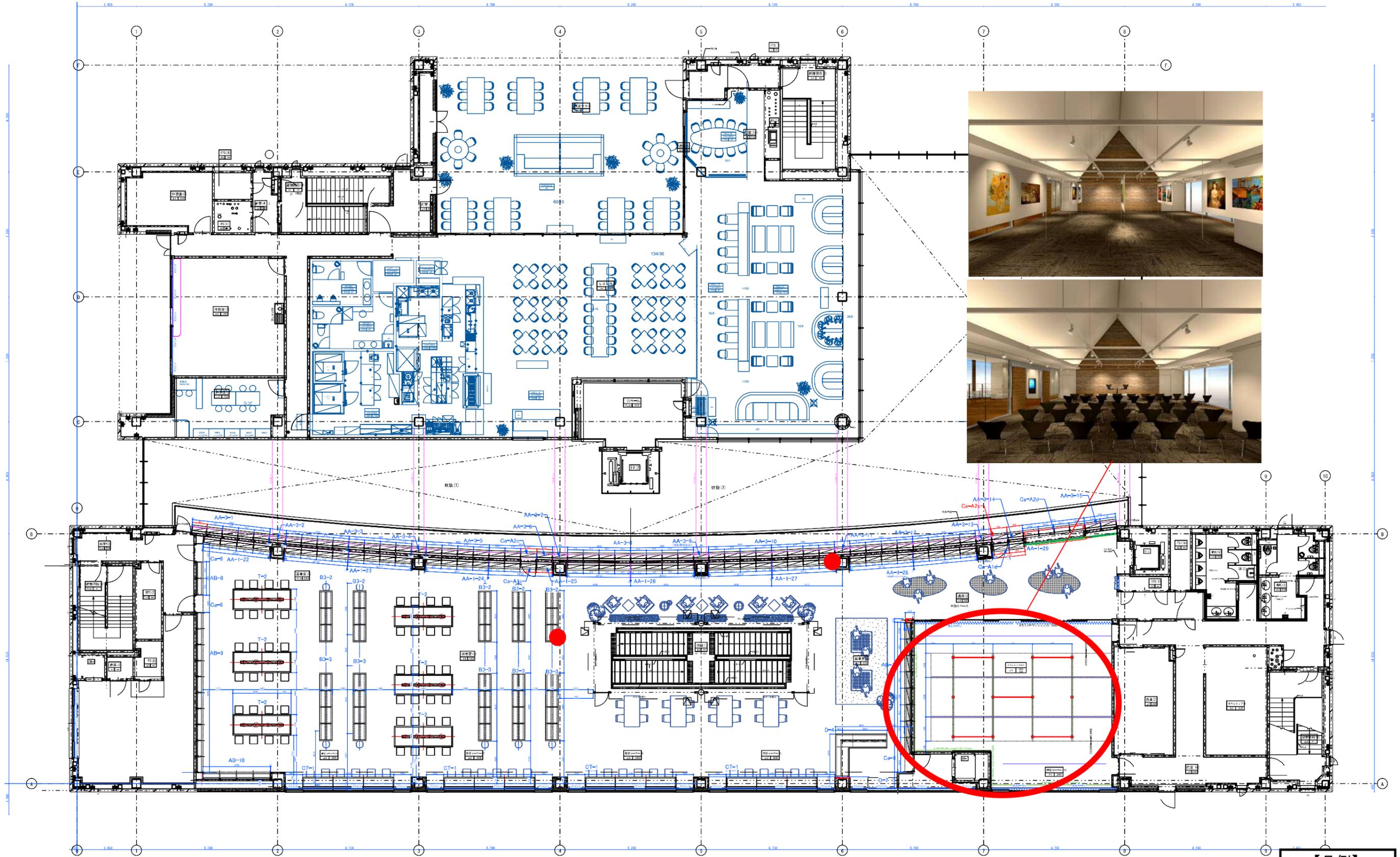








# 3階フロア



【凡例】  
● 検索機



# 新図書館利用可能カード(案)

カードの種類	① 既存の図書館カード	② 既存のTカード(図書館機能付加)	③ 新図書館カード(Tカード機能付)
デザイン		 ※Tカード機能付きカード多数あり ※クレジット機能付のカードでの図書館利用は不可	 ※デザインは(案)
機能	図書館機能 ※従来の図書館カード 新図書館でも継続使用	Tカード機能、図書館機能、 ※利用者が既に保持しているTカードに 新たに図書館機能を付加することができます。	図書館機能、Tカード機能 ※図書館カードにTカード機能付き
利用可能な施設等	本館、分室、BM	本館、分室、BM	本館、分室、BM
発行手続き場所	本館、分室、BM、A棟共用部分	蔦屋書店等のTカード発行店	A棟共用部分
図書館機能付加の申込み場所	—	本館、分室、BM、A棟共用部分	A棟共用部分
データ読み取り方法	バーコード	磁気	磁気
個人情報及び利用者情報の取扱	図書館利用者及び貸出情報(個人情報)は図書館システム内に保持。	図書館利用者の登録情報(個人情報)は、図書館システム内に保持。 ただし、図書の貸出等、図書館サービス利用の際にTカード機能有効性の照会・認証のみを行うため株式会社Tポイント・ジャパン(TPJシステム)に接続。TPJシステムへの接続は、図書館利用登録時に利用者の同意が必要となります。	図書館利用者の登録情報(個人情報)は、図書館システム内に保持。 ただし、図書の貸出等、図書館サービス利用の際にTカード機能有効性の照会・認証のみを行うためTPJシステムに接続。TPJシステムへの接続は、カード作成時に利用者の同意が必要となります。
図書館利用時のTポイントの付与	—	Tポイントは付与せず、利用もできません。	Tポイントは付与せず、利用もできません。
Tポイント加盟店によるサービス	—	T会員としてTポイント加盟店による様々なサービスや特典が受けられる。	T会員としてTポイント加盟店による様々なサービスや特典が受けられる。